

## 平成19年第3回新宿区情報公開・個人情報保護審議会

1 日 時 平成19年7月18日(水)  
午後2時00分から午後4時00分

2 場 所 新宿区役所本庁舎6階 第2委員会室

### 3 出席者

(1) 会 長 寄 本 勝 美 委員  
副会長 山 口 邦 明 委員  
森 岡 泰 弘 委員  
深 沢 とし だ 委員  
ひ や ま 真 一 委員  
有 馬 とし ろ う 委員  
あ ざ み 民 栄 委員  
鈴 木 豊 三 郎 委員  
中 矢 征 子 委員  
鍋 島 照 子 委員  
村 上 秀 夫 委員  
信 夫 竹 久 委員  
神 崎 健 也 委員  
近 藤 恵 美 子 委員

### (2) 区 側

佐藤 広聴担当副参事  
河原 地域調整課長  
山崎 福祉部管理課長  
佐藤 健康いきがい課長  
吉野 あゆみの家所長  
小坂 安全・安心対策担当副参事  
小沢 高齢者サービス課長  
秋重 男女共同参画・平和担当副参事

(事務局) 橋口 区政情報課長

4 傍聴者 0名

5 議事

- 1 (仮称) 新宿区コールセンターFAQシステムの構築について (広聴担当)
- 2 (仮称) 新宿区民活動支援サイト」構築及び管理運営委託について (地域調整課)
- 3 災害時要援護者名簿登録申請における電子申請サービスの導入について電子計算機の外部結合 (福祉部管理課)
- 4 「福祉情報ガイドブック」の配布対象者リストの作成に伴う外国人登録の目的外利用について (福祉部管理課)
- 5 民生委員への「福祉情報ガイドブック」の配布に伴う配布対象者リストの外部提供について (福祉部管理課)
- 6 「ふれあい入浴」事業の対象拡大のための保健情報システムの目的外利用及び電算処理システムの変更について (健康いきがい課)
- 7 障害福祉サービスにおける介護給付費等請求事務の委託及び障害福祉サービスシステムの外部結合について (あゆみの家)
- 8 地域安全・安心情報のメール配信に関する業務委託について (安全・安心対策担当)
- 9 一人暮らし高齢者への情報紙の訪問配布業務委託について (高齢者サービス課)
- 10 新宿区男女共同参画に関する区民の意識・実態調査アンケート業務委託について (男女共同参画・平和担当)

### Ⅲ その他

### Ⅳ 閉会

○会長 それでは、ただいまより、平成19年度第3回 情報公開・個人情報保護審議会を開催します。まず、資料及び本日の予定について、事務局から説明をお願いします。

○区政情報課長 事前にお送りした資料は、「平成19年第3回 情報公開・個人情報保護審議会資料」として、資料1の「(仮称)新宿区コールセンターFAQシステムの構築について」から資料10の「新宿区男女共同参画に関する区民の意識・実態調査アンケート業務委託について」までとなっております。このうち、資料3の災害時要援護者名簿登録申請における電子申請サービスの導入について、従来外部結合と業務委託について個々の資料により説明をさせていただく方法をとってまいりましたが、電子申請サービスの定型性から、外部結合と業務委託について1つの資料により説明をさせていただく方法に変更しております。また、資料4の「福祉情報ガイドブック」の配布対象者リストの作成に伴う外国人登録の目的外利用についてですが、資料5の民生委員への「福祉情報ガイドブック」の配布に伴う配布対象者リストの外部提供についてと一連の案件でございますので、一括してご説明いたしますので、よろしく申し上げます。私からは以上でございます。

○会長 ありがとうございます。それでは、事務局から説明がありましたように、次第に沿って審議を進めてまいりますのでよろしく申し上げます。

まず、資料1の(仮称)新宿区コールセンターFAQシステムの構築について、審議します。

それでは、広聴担当副参事は説明をお願いします。

○広聴担当副参事 (仮称)新宿区コールセンターFAQシステムについて説明させていただきます。本件諮問は、条例第16条第1項本文に基づく電子計算組織による個人情報の処理、開発、変更に関する規定に基づくものでございます。一枚お開きいただきますと事務事業の概要が書いてございます。事業名はコールセンターでございます。担当課は、区政情報課でございます。目的は、区民等からの簡易な電話問合せに対して、オペレータが対応する新しいコールセンターを設立するというものでございます。

対象は、コールセンターに問合せをする区民等でございます。

コールセンターの概要についてでございます。コールセンターでは、訓練されたオペレータが、区民からの電話による簡易な問合せに対して、よくある質問集という、今回お願いするFAQシステムという電算システムによって、それらを参照しながら迅速に回答するという内容でございます。問合せの内容につきましては、対応履歴等、個人情報を除く部分につきましては、本システムの中に入力するというを前提としております。

一方で、コールセンターの対象外業務に対してでございます。苦情処理、専門的な問合せ、本人確認の必要な事項、個人情報にかかる事項の相談・問合せ、そうしたものはコールセンターの対象外業務とさせていただきます。しかし、閉庁時間帯にこれらの問合せがあった場合に、どうしても後日、担当課の方から回答を要望される区民の方がいるというふうに想定してございます。その際に、回答処理をするためには、一部個人情報の収集が必要となると。回答に必要な個人情報につきましては、氏名、それから閉庁時に連絡のとれる電話番号、問合せ内容、住所、必要な場合にはEメールアドレスあるいはファクス番号といったものが個人情報として収集をさせていただきます。

また、本件のコールセンターにおきましては、FAQシステムの構築とは別に、それを専門的に行うコールセンターのオペレータ業務の委託を予定してございます。しかし、現

時点では、オペレータ業務の委託に関する個人情報の保護についての必要な措置という、条例第14条1項に基づくご報告はできる状態にはなく、業務委託内容が精査中で確定した段階で改めて当委員会の方にご報告をさせていただき所存でございます。

もう一枚お開きいただきますと、システムの構築内容でございます。保有課、登録業務につきましては、先ほどの説明のとおりでございます。

記録される情報項目でございます。個人の範囲、先ほどと繰り返しになります。コールセンターに問合せをし、かつ、コールセンターの対象外業務について、後日、担当課から回答を要望する区民に関する情報ということでございます。記録内容は、以下、先ほどの説明のとおりでございます。また、記録されるコンピュータでございますが、FAQシステム専用のデータベースサーバに記録をさせていただきます。

新規開発の理由でございます。平成19年度中に開設を予定している新宿区コールセンターでは、夜間・土日に閉庁時間帯に対応不可能な電話が入ってまいります。その例示は、そちらに書かれている①から③までの例示のとおりでございます。開庁時間中に担当課から回答を要望される場合があります。この場合に、入力された対応履歴データをもとに、オペレータから担当課へ情報が伝達されるようにシステム上、組みさせていただきます。

新規開発の内容でございます。対応履歴につきましては、先ほどの説明のとおり、個人情報に該当するものはございませんが、コールセンターでの回答不能の分につきましては、コールセンター対象外業務の問合せを受けて、後日、担当課から回答を要望する場合には、以下の個人情報を収集するという事で表記させていただいております。収集する情報項目については、先ほどの説明のとおりでございます。

なお、コールセンターにおいて収集した個人情報は、本システムの中で管理をさせていただいて、担当課の責任で対応させていただきます。収集後一年をもってシステムの管理者である区政情報課が履歴データを責任をもって削除するというものでございます。

次に、開発等を委託する個人情報の保護対策でございます。業務開始時点では、問合せデータはありませんので、業務が開始されて以降、問合せに対して回答してほしいという申し出があった場合に、初めて登録される情報ということで、開発時点では個人情報は登録されません。その後に保守委託業務の中でユーザーID・パスワードによる認証、セキュリティ侵害防止対策などを講じるというふうに考えてございます。

新規開発の時期でございます。平成19年8月には、開発業者と委託契約を締結する予定でございます。さらに、11月には、オペレータ業務委託の契約締結をいたしまして、その両輪をそろえた上で一定の経過時間をいただいて、3月にコールセンターを開設したいというふうに考えているところでございます。

説明は、雑駁ながら以上でございます。

○寄本会長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問・ご意見があれば、よろしく申し上げます。どうぞ。

○有馬委員 このコールセンターなんですけど、これは開庁時の時間というのは、いわゆる通常、区役所の営業というか、開庁時と同じ時間帯という理解でいいのか。それとも一つは、それ以外の閉庁時については、これはどういう受け方をするんですか。留守番電話ということですか。

○広聴担当副参事 今、有馬委員の方からご質問のあった開庁時間についてでございま

す。開庁時間が今の段階ではまだ、要するに決めた時間というふうには考えてございません。ただ、一定の時間、社会通念上、問合せのある時間帯を設定して、効率的な経費運営の中で時間帯を決めたいと考えてございます。通常他の自治体におけるコールセンターの実態を見ますと、通常業務時間帯と重なる時間帯がございます。その時間帯に、先ほどコールセンターの対象外業務と申し上げた、その業務につきましては、担当課の方にコールセンターのオペレータから転送されるシステムです。その時間以降、私どもで言うと5時以降の時間帯、その時間帯につきましては、コールセンターのオペレータが一定の時間までそこに常駐をして、電話による、要するに直接対応をしていくと。その時間帯を、今、精査をしているところなので、その部分につきましては、夜間5時以降、何時までかはちょっと今のところ申し上げる段階ではないんですけど、夜の時間帯までの間、オペレータが直接対応をさせていただいて、できないものは翌開庁日に担当課の方から責任を持って回答するという対応でございます。

○有馬委員　そうすると、基本的にはオペレータが対応するという認識でいいわけですね。

○広聴担当副参事　はい。

○有馬委員　わかりました。

それともう一つ、これはもう8月から開発業者と委託業務を締結するという事になっていきますけども、これはもう決まっているわけですか、委託業者は。

○広聴担当副参事　現在、プロポーザル方式による業者指名の形で募集をしているさなかでございます。実際に明日、プロポーザルによる審査会が開かれる予定になっています。それが終わった段階で、8月の頭ぐらいには開発業者の方が決定をして、その業者と締結という運びにしたいと考えております。

○有馬委員　わかりました。ではそうすると、その後の11月がオペレータ業務ですね。そうすると、このオペレータ業務の契約締結の状況は今のところ、それが終わってからのことだと思いますけど、どういう状況になっていますか。

○広聴担当副参事　区議会の方に、当初予算でお願いしたコールセンターの経費につきましては、2分割をさせていただいています。コールセンターをやっていくためには、必ず必要なものはこのFAQと言われる、よくある質問集の構築。それともう一点は、それを実際に使って、コールを受けていくオペレータの業務委託というのが二つの両輪だというふうに申し上げてきました。その関係もありまして、当初予算にはFAQ経費しか計上してございません。理由につきましては、年度当初の議会でも申し上げたところでございますけれども、開設時間帯によって、そのオペレータの人件費にかかわる委託料に大きな差が出ます。それを他の自治体あるいは新宿区の実情に合わせながら、新宿区で時間帯を決めて、しかるべき時期に補正予算の中でお願いをするというふうにご検討いただいておりますので、できれば次の定例区議会の方に予算案としてお願いをするというふうにご検討いただいております。

○有馬委員　結構です。

○寄本会長　ほかにございましたらどうぞ。どうぞ。

○鍋島委員　このコール対象外業務の問合せは、この電話というのは携帯も入るのでしょいか。それから、回答はEメールとかファクスとか必要があればと書いてありますので、

そちらが要求あれば、Eメールとかファクスでご回答してくださるのでしょうか。

○広聴担当副参事　今、委員の方からご指摘のありました、対象外業務についてでございます。対象外業務、確かに区政情報を知りたいという方がほとんどの方でいらっしゃいます。その方にいち早く伝達する方法として、相手の方が要望された場合に、メールを要望されればメールでの回答をさせていただきます。ファクスならファクス、電話ならば電話ということで、必要な区政情報をいち早く伝達をしたいというふうに考えてございます。

○鍋島委員　携帯も入る。

○広聴担当副参事　入ります。

○寄本会長　ほかにございましたら、どうぞ。

○近藤委員　ちょっとこのあれじゃないんですけど、ほかのコールセンターに対して、ほかの区の状態はどういうふうになっているのか教えてほしいんです。

○広聴担当副参事　それは時間帯ということでしょうか。

○近藤委員　いえ、もう始めているところがあるとしたら、うまくいって、どのような状況なのかと。

○広聴担当副参事　最近、よくお耳にするとお思いますけど、他の自治体で相当数、政令指定都市あるいは大都市においては、コールセンター業務というのを開始している自治体が非常に多くございます。23区の状態と言いますと、杉並が平成18年、世田谷が平成18年、それから港が平成19年2月、千代田がこの6月に導入をしております。やり方につきましては、さまざまでございます。私どものようにコールセンターは外部委託し、FAQは自分たちで持つというようなやり方をするところもありますし、FAQ自体を外のコールセンターにまるっきり委託をするというような形態を持っているところもございます。それぞれやり方は違いますけれども、通常の開設の時間で言いますと、8時から22時ぐらいまでが2市ぐらいございます。それから、8時から21時ぐらいまでの開設時間が9区市、それから8時半から19時までというのが1市ぐらいあるというような状況でございます。

○寄本会長　ほかにございましたら、どうぞ。

○ひやま委員　おくれてきてすみません、ひやまですが、コールセンターということは、当然、電話での受付ということが前提だと思うんですが、これは今の区役所の代表番号がありますよね。あれにかけて、コールセンターに自動的につながるんですか。それとも、ここの個人の範囲、「コールセンターに問合せをし」と書いてあるんですが、特にコールセンターの番号か何かが用意されているんですか。

○広聴担当副参事　コールセンターの専用番号を持つと思っています。他区の自治体でもそうですが、代表にかかってきた部分については、それぞれの部署につなぐことを必要なお客様がいらっしゃって、今までもそれが周知されている番号というふうに認識しております。今回のコールセンターにつきましては、違う番号でわかりやすい番号を新たに敷設して、それを周知活動の中で周知を図っていくということで考えています。

○ひやま委員　ということは、今あるオペレーションシステムがあるじゃないですか、代表番号。それと業務は兼務される、それともまるっきりコールセンターはコールセンターで別なんですか。

○広聴担当副参事　先ほどのご質問にもあったとおり、それぞれコールセンターは、自

治体の持ち方で相当違います。私どもとしては将来においても安定的に廉価で供給できる、サービスの水準が一定の維持をされるという方式の中に三つほど方式がございます。今、委員がおっしゃられたような方式もその中の一つでございます。ただ、一般的には丸投げ方式で、全然違う北海道に例えばセンターを持っていて、そこにいる常駐職員が対応するというような自治体もございますけれども、新宿区の方としては、先ほど申し上げたように経費算定の中でどういう方策をとるのが一番いいのか、必要な予算を計上し議会にご審議をいただきたいというふうに考えてございます。

○ひやま委員　ありがとうございます。

○寄本会長　ほかにございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、本件につきましては承認ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、そうさせていただきます。ありがとうございました。

次に、資料2に参ります。「(仮称)新宿区民活動支援サイト」構築及び管理運営委託につきまして、審議いたします。

諮問事項と報告事項をあわせて、ご説明をいただきたいと思います。地域調整課長さんからご説明をお願いいたします。

○地域調整課長　地域調整課長でございます。それでは、「(仮称)新宿区民活動支援サイト」、この構築及び管理運営委託について、ご説明いたします。恐縮ですが、座って説明させていただきます。

大分量が多いんですけれども、よろしくをお願いいたします。まず、お手元の資料の2ページ目をお開きいただきたいと思います。事業の概要でございます。事業名として、「(仮称)新宿区民活動支援サイト」構築及び管理運営委託。この事業名にあるとおり、大きく分けて二つの事業からなっております。サイトの構築と、それを運営する委託業務でございます。

担当課は、地域文化部地域調整課でございます。

このサイトの目的でございますけれども、区民あるいはNPOなどの地域で活動している団体、そして、区におきます情報のネットワークを推進しまして、地域活動の活性化を図るため、双方向からの情報収集・発信が可能なWebサイトを構築するというものでございます。そして、その対象者につきましては、区民あるいはNPOなどの地域団体及び個人でございます。

引き続き、事業内容をご説明いたします。1として、サイトの構築でございます。これは専門の業者をお願いするものでございます。パッケージソフトのリース及び付加機能のリースにより構築いたします。

2番目の管理運営でございますけれども、これは区内にありますNPOの協議会でございます「新宿NPOネットワーク協議会」に委託する予定でございます。そして、区におきましては、私どもと連携を密にいたしまして、個人情報保護の徹底を図るものでございます。

恐縮ですけれども、資料の7ページをお開きいただきたいと思います。A4の横になりますけれども、(仮称)新宿区民活動支援サイトの構成図でございます。まず、そのサイ

トの内容につきましては、この図の左側に示されております。中央に記載されているインターネットを經由いたしまして、それぞれの情報の発信を受ける、そのような内容でございます。

まず、左側の方に情報の閲覧者というのがございます。これにつきましては、インターネットであらゆる方がごらんになれます。

そして、情報の発信者でございますけれども、これにつきましては、登録していただいた方が初めて情報を発信できるようになります。小さい字で書いておりますけれども、ID、パスワードによりましてアクセスの制限を行って、それを持った方のみが情報を発信できると。同様に、その下にもございますけれども、団体も同様でございます。情報発信者というのは個人のほかにもNPO、市民活動団体というところで、そういう方々もID、パスワードによってアクセスの制限が行われ、ID、パスワードを持った方のみが情報の発信を行えると、そういうものでございます。

そして、その下にサイトの管理運営者とございますけれども、これは区から先ほど申し上げましたNPOネットワーク協議会に委託したいと考えております。そのサイトの管理運営者により、その内容を管理していただく、そのようなものでございます。

そして、一番下には、情報発信・管理者として、区、私どもの担当がございます。そして、インターネットを通じて、それぞれの区民活動の情報を交流するというものでございます。そして、右側の方には、今回のサイトのセキュリティ、このような形で後ほどご説明いたしますけれども、安全性を確保したものを構築する、そのような内容でございます。

恐縮ですが、2ページにお戻りいただきたいと思っております。今、1番と2番の大きな業務についてご説明いたしました。

続いて、サイトの内容でございます。細かくご説明いたします。3として、サイトの内容。それぞれ5項目挙げてございます。一つには、NPOや地域活動団体の情報の掲載、団体の紹介ですとか、イベントの情報等を掲載していただきます。2点目としては、公的施設の情報リンク集をつくりたいと考えております。3点目といたしましては、管理運営者、これはNPOのネットワーク協議会を想定しておりますけれども、そこからの情報、それぞれのNPOの団体の紹介あるいは公的な施設、これは利用勝手等の取材、NPOのネットワーク協議会に取材していただきたいと考えておりますけれども、公的な施設の利用勝手はどうであるかとか、そのような取材記事も載せていただきたい、あるいはコラム等もお願いしたいと考えております。4点目といたしましては、行政からの情報、イベントあるいは補助金の情報等を載せていただきたいと考えております。そして、5番目としては、会員のそれぞれの方々の情報交流の場になります掲示板でございます。これらの情報の閲覧、そして会員となることによりまして、参加申し込みや情報の発信が可能となるものでございます。単に、掲示板等々あるいは内容を見るだけでしたら、特に会員となる必要はございません。

そして、4のところ、利用登録資格でございますけれども、登録規約遵守を条件といたしまして、区及び管理運営者の確認を受けた個人・団体になるものでございます。

5として、利用登録の方法でございますけれども、利用登録を希望する個人が以下の情報を入力することにより、IDあるいはパスワードが付与される。そして、登録されるも



のでございます。情報としては、氏名・住所・電話番号・ファクス番号・Eメールアドレス・ハンドルネームでございます。そして、ユーザーID・パスワードは登録時に自動付与された後、パスワードについては変更が可能となっております。個人につきましては、Web上からの登録が可能となっておりますが、なお、団体につきましては、紙ベースで区に申請していただきまして、団体名・ID・パスワードを区が登録する、そのような形になっております。

6として、禁止事項でございます。当然のことで、プライバシーの侵害あるいは他人への誹謗・中傷・差別の禁止、あるいは政治・宗教の禁止、公序良俗に反する情報発信の禁止、著作権、知的財産権の侵害の禁止。その他、法令に反し、あるいは違反するおそれのある行為の禁止でございます。

そして、管理運営者の職務でございます。まず一つには、利用登録した個人の以下の情報の管理。先ほど挙げましたような氏名・住所・電話番号・ファクス番号・Eメールアドレス・ハンドルネーム・ユーザーID。団体情報としては、団体名とIDになります。そして、会員の発信する情報の管理、地域団体情報等の収集・発信等、これを管理運営者の職務といたします。

量が多いので、続いて早口で行かせていただきます。3ページ、次のページをお開きいただきたいと思っております。先ほど挙げました業務の一つのものでございますけれども、「(仮称)新宿区民活動支援サイト」の構築でございます。これにつきましては、保有課としては私ども地域調整課。登録業務の名称といたしましては、「(仮称)新宿区民活動支援サイト」の構築でございます。

そして、記録される情報項目でございますけれども、個人の範囲といたしましては、サイトの掲載イベントの申し込みを希望する個人、あるいはサイトより発信する情報やメールマガジン等の購読を希望する個人、そして、3番目としてはサイト内掲示板への情報発信を希望する個人でございます。

そして、団体の範囲といたしましては、サイトにより情報の発信を希望する団体でございます。

そして、記録項目といたしましては、上記の1の利用登録した個人につきまして、先ほども申し上げましたとおり、氏名・住所・電話番号・ファクス番号・Eメールアドレス・ハンドルネーム・ユーザーID・パスワード、そして、アクセス履歴とイベント等への参加申し込み情報、あるいは掲示板等への情報発信内容が記載されるものでございます。団体における情報といたしましては、団体名・ID・パスワード及び掲示板等への情報発信内容、アクセス履歴等が記録されるものでございます。

そして、記録するコンピュータにつきましては、リース契約によりまして、庁舎外に設置した専用サーバー内に記録するものでございます。

新規開発・追加・変更の理由でございます。これにつきましては、区民活動の育成・発展、そして地域活動の活性化につなげるため、Web上に双方向の情報収集・発信が可能なサイトを構築するためでございます。

そして、新規開発・追加・変更の内容でございます。具体的に言いますと、パッケージソフトウェア及び付加機能によりサイトを構築いたしまして、双方向で情報収集・発信が可能なシステムを構築するものでございます。パッケージソフトウェア及びその付加機能

を使用いたしまして、サイト構築することで、当初からの開発に比べて、経費面でもメリットが得られるというものでございます。そして、個人利用者は、Web上から登録できるシステムといたしまして、登録時にID・パスワードを自動発行するものでございます。登録した個人につきましては、ID・パスワードにより、サイトにアクセスをして、上記の1の利用を行うものでございます。なお、外部リンク先にアクセスする場合には、本サイトの管理にない旨の警告を表示するものでございます。

開発等を委託する場合における個人情報の保護等でございます。開発過程では区民の情報を保有することはありません。テストにはダミーデータを使用するものでございます。

新規開発等々の時期でございますけれども、本年9月には仮稼働、10月には本稼働を目指してまいります。

続いて、4ページ、次のページをお開きいただきたいと思います。やはり「(仮称)新宿区民活動支援サイト」における外部結合についてでございます。

保有課は、私ども地域調整課でございます。

登録業務の内容につきましては、この「新宿区民活動支援サイト」における外部結合でございます。結合される情報項目につきましては、利用登録をする個人の以下の情報、氏名・住所・電話番号・ファクス番号等々と、あと、イベント等への参加申し込み情報、掲示板への情報発信内容でございます。そして、上記項目につきましては、登録時に掲示板へ情報発信した場合につきましては、ハンドルネーム、それと当然、掲示板への内容のみが外部表示されるものでございます。

結合の相手方につきましては、利用登録をする、あるいはした個人でございます。

結合する理由につきましては、インターネットを活用して双方向での情報収集・発信可能なサイトを構築するためでございます。

結合の形態といたしましては、インターネットによる接続でございます。

結合の時期、先ほどから申し上げておおり、本年9月以降ということになります。

情報保護の対策といたしましては、情報登録につきましてはSSL、情報を暗号化する機能でございますけれども、これにより情報漏えいを防止いたしまして、庁舎外に設置するサーバーには常に最新のウイルス対策あるいはファイアウォールを設定するものでございます。そして、監視室と入退室管理システムを持つサーバーシステムを利用するものでございます。

以上が、外部結合についてでございます。

続いて、5ページ、次のページをお開きいただきたいと思います。これにつきましては、「(仮称)新宿区民活動支援サイト」サーバー保守管理委託でございます。これにつきましては、保有課は私ども地域調整課。登録業務の名称につきましては、「(仮称)新宿区民活動支援サイト」サーバー保守管理委託でございます。これらの専門の業者がやるものでございます。

そして、委託に伴い事業者処理させる情報項目の欄でございますけれども、利用者登録をする個人情報は、以下のとおりでございます。氏名・住所・電話番号・ファクス番号・ハンドルネーム・Eメールアドレス・ユーザーID・パスワード、そして、イベント等への参加申し込み情報、あるいは掲示板への情報発信内容でございます。

この委託の理由でございますけれども、サーバーの管理専門業者に委託することにより

まして、常に最新のウイルス対策あるいはファイアウォール設定が可能となり、サーバーの設置場所の管理も最新の技術をもって管理することが可能となります。

委託の内容でございますが、登録データの保守及び不正アクセス等の監視の業務でございます。システム障害時には、上記個人情報に触れる場合がございます。

委託の開始時期でございますけれども、今年の9月以降ということになります。

委託にあたり区が行う情報保護対策でございますけれども、契約にあたりましては、別紙の一番最後の「特記事項」を付すものでございます。そして、通常保守管理につきましては閲覧禁止といたしまして、定期的にアクセス履歴によって確認するものでございます。

受託事業者に行わせる情報保護対策につきましては、サーバーの監視あるいは入退室の履歴のシステムの導入でございます。

続いて、6ページ、それぞれのフォーマットでは最後のページになりますけれども、区民活動支援サイトの管理運営の委託でございます。保有課については、私ども地域調整課、そして、登録業務の名称につきましては「新宿区民活動支援サイト」の管理運営委託でございます。

委託先は、先ほども申し上げましたとおり、区内のNPOの協議会でございます「新宿NPOネットワーク協議会」を予定しているところでございます。

そして、委託に伴い事業者処理させる情報項目につきましては、利用登録をした以下の個人の情報でございます。氏名・電話番号・ファクス番号・アドレス・ハンドルネーム・ユーザーID、そして、イベント等への参加申し込みあるいは掲示板への発信内容でございます。

そして、委託理由でございますけれども、区民活動を支援するため、双方向での情報収集・発信が可能なサイトということで、さきに挙げましたネットワーク協議会に委託することで、それぞれニーズのある情報発信・収集が可能となり、地域活動の活性化が可能となると考えております。

委託の内容でございますが、個人登録をした以下の個人の情報、氏名・住所・電話番号等々、そして、イベント等への参加申し込み情報、掲示板への発信内容と。団体につきましては、団体名・ユーザーID及び掲示板への情報発信内容等の管理をするものでございます。そして、具体的には、システム障害、掲載情報の変更等による緊急対応もしていただきますし、掲示板等への情報発信につきましては、発信内容を確認していただいた上でWebに掲載するものでございます。

一番最初にご説明いたしました事業の概要6「禁止事項」でございますが、「プライバシーの侵害等は禁止する」として、管理運営者により不適切と判断された情報につきましては、随時、区に報告し、協議することで情報発信者に不利にならないように配慮してまいります。もう一点目としましては、地域団体情報等の発信・収集を行っていただきます。

この業務の開始時期につきましては、9月以降ということでございます。

そして、委託にあたりまして区が行う情報保護対策につきましては、先ほども申し上げました「特記事項」を付すとともに、区の方としましては、定期的に管理運営者のアクセス履歴を確認いたしまして、情報保護の徹底を図るものでございます。

そして、受託事業者に行わせる情報保護対策といたしましては、取扱責任者及び取り扱うものをあらかじめ指定するという内容でございます。

非常に量が多くなりましたけれども、雑駁ではございましたけれども、私からは以上でございます。

○寄本会長　ありがとうございます。それでは、諮問事項と報告事項、一括して審議いたします。どうぞ、ご発言お願いいたします。

○あざみ委員　管理運営委託先が「新宿NPOネットワーク協議会」ということなんですけれども、こちらの団体はどのような団体、というとちょっと漠然としていますけど。

○地域調整課長　新宿区内に主な事務所を置いているNPOは400数十ございますけれども、その中で区の方に登録していただいている区内を活動拠点として区民のため、あるいは区に関係するような業務を行って、非常に区との関係があるNPOの団体が今、50強の団体が新宿区に登録していただいております。その中のグループが、それぞれの情報交流・交換を進め、それぞれのNPO活動を活発にしていこうという趣旨のもとに、協議会を昨年、結成いたしました。新宿区内におきまして、ローカルといいますか、新宿区内を地盤にした活動を行っているNPOの方々がつくった協議会で、現在、21団体加入しております。その団体が新宿NPOネットワーク協議会です。

○あざみ委員　ありがとうございます。

○寄本会長　よろしいですか。ほかにございましたらどうぞ。

○森岡委員　私、暇なものですから、インターネットで情報を探ると、探るたびごとに出てくるサイトが違うんだけどね。これは今の活動団体でもホームページを持っているところはありますか。

○地域調整課長　あります。

○森岡委員　これは一覧表でこれが出てくると、各登録で加入している、今、50団体か60団体かわかりませんが、また、そちらの方にリンクして移るようなシステムになるんですか。ただ、これである場所と。

○地域調整課長　いろいろな設計の仕方がありますが、まずトップページにあれば、いろいろな事業の予定があったり、あるいはその関係団体、必ずしもNPOネットワーク協議会とは限りませんから、それぞれのここに団体で登録していただいた団体は自分たちのホームページがこのサイトの中につくれます。あるいは、そこからリンクも可能なんですけれども、簡易版としてホームページがつくれますので、自分たちの事業の紹介なんかを簡易にできるものです。

○森岡委員　これでもできちゃうんですか。

○地域調整課長　はい。

○森岡委員　ただ、それをつくるのは自分たちでつくらないといけないから、内容を変えるのは大変なんですね。

○地域調整課長　そうですね。ただ、割とこのシステムの中では、なれた方だったら数分でできるとか言われていますけども、非常に簡易に自分たちのマイページがつくれると、そういうシステムにはなっております。

○森岡委員　これは当然、新宿区役所のホームページをあけると、こっちにもつながるような形になっているんですか。

○地域調整課長　そのような形で、できるだけトップページかどこかには置いていただきたいとは考えています。

○寄本会長　ほかにございましたらどうぞ。

○鍋島委員　私もよくホームページを見るんですけど、すごい便利なんですけど、リンク先が今、つながるのはありがたいんですけど、変なところにリンク、リンク、リンクと行って、つながってしまうのが一番怖いんですよ。それで50団体とか、いろいろな団体を言っていっちゃって、これからも団体がふえるでしょうから、その団体がまたいろいろなリンク先を持っているんですよ。だから、そのところは、やはり個人情報、この会議のところだと思うんです。ですから、どこまでその広がったリンクを許すかというところを、やっぱりここできちんと審議しなくてはいけないものではないかと思います。

○地域調整課長　やはり、それぞれのリンク先というのはなかなか制限しづらいかと思っております。やはりそれぞれのホームページを持っていれば、そこにリンクできないと内容も限られてしまいますので、そこでの主な注意のところでは、私、先ほどご説明したとおり、外部リンク先にアクセスする場合には、本サイトの管理下ではないよと、そういう警告は出した上で、ご本人がそれを了承した上で次のリンクを進めていくと、そのようなシステムにはしたいと考えております。

○鍋島委員　転送みたいな感じで、どんどんその情報がほかに流れてしまうんですよ。私もちょっと怖い思いをしたことがあるんですよ。ですから、その流れてもいいような情報を出す分にはいいんですけど、だから、そこにあるものは、こういうふうな形で、いろいろなところに流れる可能性がありますというのをまず警告しておいた方が私は賢明だと思うんです。

○地域調整課長　個人情報はサーバーで管理しておりますので、どこかにどんどん使われてしまうとか、そういうことはございません。そういう点でのセキュリティはちゃんとしております。

○鍋島委員　そうすると、区でやることだから、免責として断っておけば、流れたときに免責になるかなと思ったものですから。

○寄本会長　ほかにございましたらどうぞ。

〔「なし」の声あり〕

では、本件につきましては一括してお諮りいたします。

報告事項につきましては了承し、また、諮問事項につきましては承認ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

どうもありがとうございました。

では次に、資料3の災害時要援護者名簿登録申請における電子申請サービスの導入につきまして、審議いたします。案件といたしましては、諮問事項と報告事項となります。

それでは、福祉部管理課長さんからご説明をいただきます。どうぞ。

○福祉部管理課長　福祉部管理課長です。それでは、災害時要援護者名簿登録申請における電子申請サービスの導入について、ご説明いたします。座らせていただきます。

それでは、2ページの事業の概要をごらんいただきたいと思います。この内容ですけども、これは災害時の要援護者名簿の登録を現在、出張所や本庁の方に出向いて行っている、あるいは郵送によって行っているものを電子申請により申請できるようにするものでございます。

まず初めに、災害時要援護者名簿について、ご説明したいと思います。5ページをごらんいただきたいと思います。これが登録名簿になっております。この名簿につきましては、ひとり暮らしの高齢者や障害者など、災害時に援護を必要とする方が必要事項を事前に登録しまして、それに基づいて区が名簿を作成して、その名簿を消防署、警察署、それから区の行政機関、民生委員、それから地域防災組織に配布することによりまして、災害時の救助はもとより、日ごろから災害時に備えた訓練等に役立てていただくものでございます。内容については、ここにあるような内容です。これは本人の状況だとか、それから、裏の方には本人の生活の状況も入っております。こうした内容を登録することになっておりますけれども、これを電子申請により申請できるようにするものでございます。

次に、電子申請について、ご説明したいと思います。7ページをごらんいただきたいと思います。ここに電子申請ネットワーク関連図がございます。現在、東京都と都内全区市町村が加盟しまして、東京電子自治体共同運営協議会を設置しまして、共同運営センターを運営して、その機構を活用して各自治体が24時間、休日でも自宅のパソコンから申請できる電子申請サービスを実施しているものです。新宿区におきましても、現在、このシステムを利用しまして、25の事務の電子申請を行っておりますけれども、このたび、この災害時要援護者名簿の登録につきましても、この電子申請に加えまして、電子申請ができるようにしたいというものでございます。

続いて、3ページをごらんいただきたいと思います。名簿をこの電子申請に活用できるようにしまして、郵送で送ったり、あるいは出張所とか本庁の方に出向いて申請しなくてはいけなかったものを自宅のパソコンから申請できるようにしまして、それによって本人の利便を図るということです。

委託・結合の相手方ですけれども、結合先につきましては東京電子自治体共同運営センターとなっております。委託先については、このセンターの運営を行っております次世代電子自治体推進企業体でございます。

委託の内容につきましては、このセンターの運用によりまして、災害時要援護者名簿の電子申請を行うものでございます。

結合の形態及び処理項目ですけれど、これは4ページの資料1をごらんいただきたいと思います。ここで扱う個人情報について◎を記して書いてあります。それに加えまして、先ほど申しあげましたように、災害時要援護者名簿に書かれているこの内容です。本人の住所だとか氏名だとか生年月日、それから、本人の生活の状況、そういった名簿の内容がシステムを利用した電子申請ということになります。

委託・結合の理由ですけれど、電子申請につきましては都内各自治体とも、この東京電子自治体共同運営センターのシステムを利用して行っておりますので、電子申請を行うためには、ここに結合するというものでございます。

結合の時期ですけれども、今年の11月からを考えております。

結合時における情報保護対策なんですけれども、これは8ページをごらんいただきたいと思います。ここにありますように、システム安全対策の概要として、この1から7にあるようなことを安全対策として講じているところです。

それから、委託にあたって区が行う情報対策ですが、これは9ページにありますように、委託に関する特記事項としまして、個人情報の保護に関する特記事項を付しております。

それから、受託事業者としての情報保護対策ですが、東京電子自治体共同運営センターでは、財団法人日本情報処理開発協会が示した基準に従ってプライバシーの保護を図っています。

以上が、災害時要援護者名簿に伴う電子申請サービスの導入についてでございます。

○寄本会長　　ありがとうございました。それではどうぞ、ご質問・ご意見がございましたら、どうぞ。

○有馬委員　　まず、この対象者の事業概要ですが、その他というのはどういう方を指すんですかね。

○福祉部管理課長　　65歳以上のひとり暮らしの高齢者だとか障害者以外で、何らかの理由によって災害時に援護を必要とする方がいらっしゃる場合には、その対象とするという意味で、広くとらえているということです。

○有馬委員　　そうすると、特定の条件とかということが細かく決まっているわけではなくて、その都度、それに該当するような、準ずるような人という認識で、そういう感じですか。

○福祉部管理課長　　はい。

○有馬委員　　ちょっと、よくわかりませんが、それで、これは基本的には電子登録ですから、ある程度パソコンができるというのが前提ですよ。これは障害者は多分、おできになる方も多いのかなと思うんですけども、高齢者の方はやっぱりなかなか難しい部分もあるのかなと思うんですけど、そういう電子申請をするということは、先ほどのご説明でいくと、委託内容が共同運営センターの運用ということですが、これは東京でほかの自治体もやっているということで運営するんですけど、これは現実に、いわゆる登録申請をしているところの自治体というのは、実績としては結構、今までおありになったりはするんですか。その辺の状況はわかりますか。

○福祉部管理課長　　新宿区の場合だと25の事務を委託して、電子申請を行っています。実績としては乳幼児医療費の申請とか児童手当の申請、あるいは児童手当の現況届がほとんどで、あとは余り実績がないというのが現状です。

○有馬委員　　いわゆる高齢者というところに特定をしての電子申請というのは、これに限らず、ほかでも申請登録というのは結構あるとか、そういうのはほかの自治体も含めておわかりになることがあれば。

○福祉部管理課長　　ほかの自治体がどういうことをやっているか、ちょっと把握していません。

○有馬委員　　そうですか。区内でもさほど、高齢者に限ってはないということですかね。

○福祉部管理課長　　高齢者と言うと、居宅サービス計画作成依頼届と新宿区介護モニター応募というのがあるんですけど、余り実績はないですね。

○有馬委員　　これは新しい取り組みということですから、問題は高齢者の方がこういう電子申請をするということは、申請をするというのはそれだけ間口が広がって、利便性が増すというのはとてもわかるんですけど、そういう中で、どのぐらいの稼働や利用率が今後望めるのかなというのを、ほかの例も含めてわかればと思って、ちょっとお聞きした次第でございます、わかりました。結構です。

○寄本会長　　ほかにごございましたら、どうぞ。

○あざみ委員 既に25の事業を新宿区はやっているということですが、それにも一つ、電子申請の事業がふえることによって、コストの方はかかってくるんですか。もう既につながっているから、その点ではかからないんですか、事業がふえても。

○福祉部管理課長 既につながっておりますので、ふえたからといって、コストがふえるということは考えていません。

○あざみ委員 かからないということによろしいですね。

○福祉部管理課長 はい。

○あざみ委員 電子申請で間口が広がるということですが、有馬委員もおっしゃいましたけれども、私も余り先ほどの質疑を聞いていても、これでどれくらいの方が登録してくれるのかなというふうに思うんですけれども、どれくらい登録がふえるというふうに見込んでいらっしゃいますか。

○福祉部管理課長 どのくらいという具体的な数では見込んでいませんけど、ただ、先ほどありましたように、障害者なんかではパソコンを使う人が結構いますので、そういった面ではふえるんじゃないかと思えます。それから、高齢者でも人によっては使える方もいらっしゃいます。どのくらいふえるかという具体的な数字は見込んでいませんけど、やはり何名かはふえるんじゃないかというふうには思っております。

○あざみ委員 審議会で、あれは結合していかどうかということだと思っておりますので、結合する分には、コストもかからないということですし、間口が狭まるということではないのでいいと思えますけれども、おととい、あのような震災もあったわけですし、この災害要援護者の名簿の登録というのはすごく大事なことだと思うんですね。だから、これで、決して私はそんなにふえないと思うので、もっとふやす努力というのを一方で、それは事業課の方でぜひ努力をさらにしていただきたいということをお願いしたいと思います。

○福祉部管理課長 努力していきたいと思えます。

○寄本会長 どうぞ、神崎委員。

○神崎委員 電子申請そのものではないんですけれども、先ほど、この登録の名簿は消防署とか警察署なんかにあるという話を聞いたんですけれども、こういう災害時に役に立たなければ何もならないというか、災害時に助けてくれる人というところに回すんだと思うんですけれども、ちょっと全部聞かなかったので、消防署、警察署、民生委員とか、そのほか全部ちょっと教えてほしいんですが。どこが保管するのか。

○福祉部管理課長 警察署、消防署、それから地域の民生委員、防災区民組織です。それから、そのほかの区の行政機関です。特別出張所、それから障害者福祉課、危機管理課、あゆみの家、高齢者サービス課、保健所、保健センター、区民健康センター。

○神崎委員 わかりました。

○寄本会長 よろしいですか。近藤委員、どうぞ。

○近藤委員 この電子登録、今、先ほどの方がおっしゃったように、高齢者で得意じゃない人もいると思うんですね。そうしたら、電子登録以外の従来どおりの申請方法も存続するんですか。

○福祉部管理課長 はい、それは存続します。

○近藤委員 しているわけね。これだけになってしまうと、ちょっと困るんじゃないかと。



○福祉部管理課長 直接持ってきていただいてもいいし、郵送でもいいことにしていますから。

○近藤委員 それから、65歳以上のひとり暮らしの高齢者と対象になっているんですけど、65歳のひとり暮らしだったら、全部これは登録対象になるんですか。それとも、何か援助が特に必要な人だけとか、限定されるんですか。

○福祉部管理課長 高齢者でご自分が希望した方です。だから、そういうものが不要ないと思っている方は登録しませんし、自分がそういった災害時に援助をしてもらいたいと思って登録した方が対象だということです。

○近藤委員 じゃあ、65歳以上でひとり暮らしであれば、別に普通に歩ける人でも登録してもいいのですか。

○福祉部管理課長 はい。それは構いません。

○近藤委員 わかりました。

○寄本会長 ほかにございましたらどうぞ。

[「なし」の声あり]

それでは、本件につきましては、報告事項につきましては了承、それから諮問事項につきましては承認ということでよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

それでは、資料4に参ります。「福祉情報ガイドブック」の配布対象者リストの作成に伴う外国人登録の目的外利用についてでございますけれども、資料5の民生委員への「福祉情報ガイドブック」の配布に伴う配布対象者リストの外部提供についてと一連の案件ですので、2件の諮問事項を一括して審議いたします。

それでは、福祉部管理課長さんからご説明いただきます。

○福祉部管理課長 それでは、続きまして、この2件まとめて説明させていただきます。

まず、これは新宿区の社会福祉協議会が発行します「福祉情報ガイドブック」の配布に伴う配布対象者のリストの作成についてでございます。この「福祉情報ガイドブック」なんですけれども、これは新宿区社会福祉協議会が3年に1度、作成しまして、63歳以上の世帯がいる方に配布しております。内容につきましては、高齢者に対する福祉施策のご案内という内容になっています。ただ、63歳以上の方がいる世帯ですけれども、新宿区社会福祉協議会には、区民の年齢に関する情報がありませんので、そこで新宿区社会福祉協議会の依頼を受けまして、新宿区が民生委員の方をお願いして、この「福祉情報ガイドブック」を配布するというものでございます。

ご存じのように新宿区社会福祉協議会は、新宿区と密接に連携をとりながら地域福祉の推進に取り組んでいる団体ですし、また、「福祉情報ガイドブック」も高齢者に関するさまざまな施策を案内しておりまして、区民にとっても大変有意義なものだというふうに考えております。

そのため、新宿区としましては、新宿区社会福祉協議会の申し出を受けまして、その配布を日ごろから地域の福祉に貢献的に活動されている民生委員の方に依頼して、このガイドブックを配布したいというものでございます。それに伴いまして外国人も含めて、民生委員の方に担当地域内の対象者リストを提供しまして、訪問による配布をお願いするものでございます。

それでは、この調査票に基づいて説明します。まず、「福祉情報ガイドブック」の配布対象者リストの作成に伴う外国人登録の目的外利用ですけれども、先ほど言いましたように、外国人も含めて「福祉情報ガイドブック」をお配りしますので、その対象者リストを作成するために、外国人登録の目的外利用を行うものでございます。

3 ページをごらんいただきたいと思います。現在、外国人登録としては、登録業務で保有している情報は何かというところを見ていただきたいんですけども、ここにありますように氏名から最後の電話番号に至るまで、こうした情報が登録されております。その情報から配布に必要な氏名・生年月日・住所・続柄、それから世帯主を抽出したリストを作成するものです。

目的外利用の時期ですが、平成19年9月には、これは作成部数を把握するために、世帯数の把握が必要です。日ごろから世帯数につきましては把握しておりませんので、そのために世帯数を出してもらする必要があります。したがって、9月に世帯数の把握のための、12月に配布リストを作成するための目的外利用をするというものでございます。

続いて、もう一つの方の民生委員への「福祉情報ガイドブック」の配布に伴う配布対象者リストの外部提供でございますけれども、3 ページをごらんいただきたいと思います。これは民生委員の方にお配りする63歳以上の方がいる世帯につきまして、紙でリストを打ち出しまして、それを提供して民生委員の方に配布をお願いするものです。提供に当たっての情報保護対策なんですけれども、民生委員の方につきましては、民生委員法によりまして守秘義務が課せられておりますので、そういったことで、当然、個人情報については守られるというふうに認識しているものでございます。

以上です。

○寄本会長 ありがとうございます。どうぞ、ご質問・ご意見をお願いいたします。

[「なし」の声あり]

では、本件につきましては承認ということでよろしいですか。

[「異議なし」の声あり]

どうもありがとうございました。

次は資料6でございます。「ふれあい入浴」事業の対象拡大のための保健情報システムの目的外利用及び電算処理システムの変更につきまして、審議いたします。

2件の諮問事項となりますけれども、一括してご説明願いたいと思います。

それでは、健康いきがい課長さんからご発言いただきます。

○健康いきがい課長 それでは、1 ページ目のところから説明いたします。件名は、「ふれあい入浴」事業の対象拡大のための保健情報システムの目的外利用及び電算処理システムの変更というところでございます。諮問は、第11条、16条に基づいてお願いいたします。

2 ページ目を開いていただきまして、事業の概要ですけれども、ふれあい入浴、これは目的のところに書いてありますとおり、区内の公衆浴場での入浴の機会を提供するというものでございます。

現在の対象者は、60歳以上の方、身体障害者手帳、愛の手帳をお持ちの方、未就学児の扶養児童手当を受給している方というところでございます。事業内容ですけれども、無料のシールを発行いたしまして、月に4回、無料でお風呂に入れると、公衆浴場ですけれ

ども、そのような事業でございます。

次の3ページ目を開いた最後に書いてありますけれども、その対象者に精神手帳を持っている方を加えるということに對しまして、諮問いたします。

それから、次のページに行きまして、目的外利用についてでございますけれども、今、このデータを各保健センターで持っています、精神障害者の医療助成のためにこのデータを持っているわけでございます。このデータをふれあい入浴のために使わせていただくということでございます。

次のページに行きまして、最後に目的外利用の時期ですけども、本審議会の決定後、速やかに実施していきたいというふうに思っているところでございます。

それから、次のページに行きまして、電算処理のシステム変更でございますけれども、記録されている情報項目の1番に個人の範囲と書いてありますけれども、これの4番目に精神手帳所持者を入れるということで、記録項目は障害2というところで表示しようというふうに思っております。現在、ホストコンピュータに記録されております。

最後に、変更の時期ですけども、10月下旬ごろにはリストを出力して、実施に向かいたいというふうに思っているところでございます。

簡単ですけども、以上で説明を終わります。

○寄本会長　ありがとうございます。どうぞ、ご質問・ご意見、お願いいたします。どうぞ。

○神崎委員　こういう制度、ありがたいと言えばありがたいんですけども、実際、私は案内が来たんですけども、利用はしていないんですけども、これ利用すると、利用した分だけが区の方で支払いされることになるのかどうか。多分、浴場の方を無料でということじゃないと思うんですけども。区の予算を使って支払うことになるのかどうかと、それと大体、対象者の何%ぐらいが利用されているか伺いたいんですが。

○健康いきがい課長　この事業は、対象で7万人いる中の1万7,000人が使っておりますので、ちょっと計算があれですけども、そのぐらいのパーセンテージというところでございます。一応、2000年、平成12年までは1回400円というもので1枚1枚払っていたんですけども、行政改革ということで、まとめて1軒1か月40万円というような形に、今上がって43万円になっているんですけども、割り返しますと、今、430円のお風呂代に對しまして280円から90円ぐらいを支払っているというような状況でございます。

○寄本会長　よろしいですか。ほかにございましたらどうぞ。どうぞ、有馬委員。

○有馬委員　今回の事業は、精神障害の方にこの事業の拡大を図るということで、こういうシステムに変えるということだと思っておりますけれども、そうやって拡大されることはいいことだというふうに思うんですけど、これは精神障害の方にそういうふうに拡大をした経過というのは、どういうことでそういう形の経過になったのか、そこら辺はわかりませんか。

○健康いきがい課長　ふれあい入浴事業だけではなくて、こういった福祉事業全体に對しまして、法律が精神障害者も含めまして自立支援法等で変わってきて、ほかの身体障害者とか心身障害者と同じような福祉サービスを受けたいという要望がございます。それを受けて、できることはやるという中で、ふれあい入浴についてやっていこうということで、

今回、考えたわけでございます。

先ほどのパーセンテージは25%です。すみません。

○寄本会長 では、本件は承認ということによろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

ありがとうございました。

では、次に参ります。資料7の障害福祉サービスにおける介護給付費等請求事務の委託及び障害福祉サービスシステムの外部結合につきまして、審議をいたします。諮問事項と報告事項とありますけれども、一括して説明をいただきます。

あゆみの家所長さんからご説明をお願いいたします。

○あゆみの家所長 あゆみの家所長です。これから、障害福祉サービスにおける介護給付費等請求事務の委託及び障害福祉サービスシステムの外部結合について、ご説明させていただきます。恐縮ですが、着席して説明させていただきます。

まず、介護給付費等の請求事務の委託、これが事前報告でございます。そして、サービスシステムの外部結合について、諮問事項でございます。

恐縮ですが、次のページをお開きください。事業名は、障害福祉サービスで、あゆみの家と子ども発達センターにおいて行っております。

目的は、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの提供でございます。

対象者は、知的障害者、身体障害者及び障害児でございます。

あゆみの家としましては、知的障害者及び身体障害者への生活介護サービスを提供しております。それから、知的障害者及び身体障害者への短期入所サービスも提供してございます。子ども発達センターとしましては、障害児への児童デイサービスを提供しているものでございます。

次のページをお開きください。事前報告でございます。障害福祉サービスにおける介護給付費等請求事務の委託について、具体的にご説明いたします。今現在、あゆみの家で持っている障害福祉サービスの情報を東京都国民健康保険団体連合会に委託をしようというものでございます。その情報でございますが、リースによるパソコン2台に電磁媒体で記録されております。それを先方の電磁的媒体に、それを通して提供するものでございます。

現在、保有している情報項目でございますが、利用者情報としまして、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、障害情報、支給決定情報、利用者負担情報、利用情報、その他障害福祉サービス情報がございます。それから、利用者の世帯員情報として、保護者氏名、生年月日、性別、続柄、住所、電話番号がございます。これらの保有している情報項目のうち、業務委託に伴い提供する項目といたしましては、一つには、事前セットアップ情報として、9月に提供予定でございます氏名、障害情報、支給決定情報、保護者氏名。それから、9月分からの請求をしたいと思っておりますので、月ごとに随時情報として氏名、受給者証番号、利用者負担情報、利用情報、その他障害福祉サービス情報を提供したいと思っております。

委託の理由でございますが、ここでございますように、国民健康保険団体連合会に事務を委託することで、請求・審査・受領の事務の効率化を図ることが可能となるためでございます。なお、当該事務の委託につきましては、障害者自立支援法第29条第8項により、委託できるものと規定されてございます。さらに、当該事務の委託につきましては、厚生

労働省が推奨しているものでございまして、障害者福祉課が国保連合会に支払い業務委託をすることになっており、こちらは請求事務を委託するものでございます。

委託内容は、介護給付費の請求・審査・受領に関する事務。

委託の開始時期及び期限につきましては、平成19年9月から以降継続してでございますが、本稼働は19年10月からでございます。

契約にあたりまして、別紙の「特記事項」を付すようにいたします。情報保護対策としては、ここに書いてあるものでございます。

大変恐縮です、次のページをお開きください。こちらが諮問事項でございます。介護給付費等請求事務委託による、障害者自立支援システムの外部結合についてでございます。結合される情報項目は、先ほど前のページで申し上げましたので、ここでは説明を省略させていただきたいと思っております。相手方は、先ほども申し上げましたように国保連合会でございます。

結合する理由でございますが、新宿区の障害福祉サービスに係る介護給付費等支払い事務が国民健康保険団体連合会に委託されるため、同時に事業所としてのあゆみの家、子ども発達センターの請求事務を委託する。この業務委託に伴い、あゆみの家の障害福祉サービスシステムの外部結合を行い、介護給付費の請求を伝送によるデータ受け渡し、つまりインターネットを利用いたします。それで行うことといたします。請求事務を伝送処理することにより効率化が図れると考えております。

なお、厚生労働省は、電磁媒体でのデータ受け渡しではなく、原則として伝送によるデータ受け渡しを推奨してございます。

結合の形態でございますが、障害福祉サービス用パソコンをインターネット回線により、国民健康保険団体連合会のシステムに結合いたします。別添資料といたしまして、次の次のページの方に、障害福祉サービス費等のインターネット請求について、10月スタートということで事業者向けのパンフが今、作成されて、まだ未定稿のままですが、私どもの方に届いておりますので、参考までにおつけいたしました。後ほどごらんいただきたいと思っております。

それから、結合の開始と時期でございますが、平成19年9月から以降、継続して結合したいと思っております。

情報保護対策でございますが、伝送されるデータにつきましては、伝送セキュリティソフトや暗号化により漏えい・盗用・改ざんなどを防止いたします。「(電子証明書を利用する。)」とありますが、先ほど、後ほどごらんくださいと申し上げましたパンフレットの2ページ目の下の方に、「電子証明書ってなに？」というのがございます。印鑑証明書のようなものだというふうにお考えいただきたいと思っております。

もう一つの保護対策といたしましては、データ伝送処理は、ID・パスワードによるアクセス制限を設けたいと考えております。

大変雑駁でございますが、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○寄本会長 ありがとうございます。では、どうぞ、ご質問・ご意見お願いします。

〔「なし」の声あり〕

ないようでしたら、本件は承認ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

では、そうさせていただきます。どうもありがとうございました。

次に、資料8に参ります。資料8の地域安全・安心情報のメール配信に関する業務委託について、報告をいただきます。

安全・安心対策担当副参事の方からご報告をいただきます。

○安全・安心対策担当副参事 安全・安心対策担当副参事でございます。それでは、地域安全・安心情報のメール配信に関する業務委託について、説明をさせていただきます。

恐れ入ります、1枚おめくりをください。本事業の概要でございますけれども、現在、行っております子供に関する事件情報メール配信業務のタイムラグを解消し、配信する情報の枠の拡充を図ろうとするものでございます。

対象者は、しんじゅく安全・安心情報ネットへの登録者に対して配信をするものでございます。従来、地域センターの地域の協力会の方に事前にその情報配信を希望する方が登録をしておりましたが、その住所・氏名・電話番号・メールアドレスを事前に地域の方に登録していただいた方に対して、子供の不審者情報のみを配信していたものを、今度は区の危機管理課が情報を集約・管理して、メールを配信したり、メールと同一内容を以後、電子掲示板に掲出するというものを導入するというものでございます。今までは危機管理課で配信したメールを、特別出張所から情報提供を受けた地域センターで登録者に対して配信していたため、たびたびタイムラグが生じていたという問題点があったというものでございまして、それを解消するため、配信する情報の拡充、例えば事件情報などの情報も欲しいといった区民の要望にこたえるために、こういった拡充を図るものでございます。

なお、本システムの移行手續でございますけれども、地域センターが行っている不審者情報の配信を希望している方に対して、8月中に新宿区安全・安心情報ネットについての周知メールを配信させていただき、そこでしんじゅく安全・安心情報ネットに移行を希望する方は、同周知メールに記載されているURLのアドレスにアクセスしてもらって、そこで個別にメールアドレス・パスワード、そして希望するカテゴリー、これは現在、計画をしているのが子供に関する不審者情報と事件情報、あと防災情報、この三つをまずふやして拡充をしたいと思っておりますのでございますが、そこに設定をしていただくものでございまして、それ以外の個人情報を持たないものでございます。

また、しんじゅく安全・安心情報ネットでは、区民の配信要望の高い、先ほども言いました不審者情報、事件情報、防災情報のカテゴリーを設けるものでございまして、登録者が希望するカテゴリーの情報が書き込まれると、その書き込まれた内容が登録者に一斉配信され、かつメールと同一内容が電子掲示板にも掲出されるものでございます。詳細については、付属資料の1のとおりでございます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただいて付属資料1をごらんいただきたいと思います。こちら上段が現在行っているものでございますけれども、地域住民等、区の関係部署や警察から寄せられた情報を、警察以外のものについては警察に確認をさせていただいて、その個人的な子供の特定がなされないようとか、学校・地域が特定できないようとか、そういったプライベートな部分について配慮しながらメールを作成いたします。それを特別出張所を初め、私立学校または区関係部署等に対して危機管理課が情報を配信するものでございます。特別出張所がその情報を得たものを地域センターに登録された方々に、再びそこで配信をするというもので、2回の配信作業が必要であったというものでござい

す。

新システムについては、下段真ん中をごらんいただきたいのですが、登録情報、これはメールアドレスとパスワードと希望カテゴリでございますけれども、事前に登録を地域住民の方にさせていただいて、その登録をしていただいたカテゴリの情報が書き込まれた段階で、配信情報として地域住民等、登録者に配信をされるものでございます。また、登録者以外でも区のホームページ等から掲示板を閲覧ができるというものでございます。

恐れ入ります。3ページにお戻りいただきたいと思っております。本件は、個人情報の提供を伴わない委託になっておりますけれども、本システムは総務省の自治行政局が管理する地域安全・安心情報共有システムの既存するパッケージをそのまま使用するものでございます。これは新宿区が求めるシステムのすべてを管理しているものでございますけれども、業者との利用契約の中で委託をし、区が管理するというもので、今後、入札により決定する業者に委託をして管理していくというものでございます。処理を依頼する個人情報の項目でございますけれども、メールアドレスとパスワード、配信を希望する情報のカテゴリ、これは現在は不審者情報と事件情報、防災情報に拡充をして配信をしたいと考えておりますが、標準的には5つまでこのカテゴリをふやすことが可能でございます。最大30程度まではふやすことが可能であるというシステムでございます。あと、登録者のメールの送信の情報についても管理をしていくものでございます。

委託の内容でございますけれども、しんじゅく安全・安心情報ネットへの登録者の管理と登録者が希望するカテゴリについて、当課が作成した内容の一斉メール配信と電子掲示板の維持管理でございます。

委託の開始時期及び期限でございますけれども、配信につきましては、今後、入札により委託業者を決定し、契約の後、システムを構築していただくんですが、その後、平成19年9月1日を目途に配信作業を進めてまいりたいと考えております。なお、新システム導入後は、現在、地域センターで配信業務を行っておりますけれども、これは廃止をして、なおかつ、地域センターで持っている情報については廃棄をする予定でございます。

委託にあたり区が行う情報保護対策につきましては、一番最後に添付をしております「特記事項」を付すとともに、毎月、本システムへの登録者数や登録者へのメール配信状況などについて資料を提出させ、管理をしてまいります。

受託業者に行わせる情報保護対策につきましては、登録する際にSSL、いわゆる通信を利用することでインターネット上に送信されたデータ、メールアドレス等を暗号化し、第三者による傍受を防止する。また、パスワードを設定して、そういった情報管理に留意をするというものでございます。あと、取扱責任者及び取り扱うものをあらかじめ指定するもので、その管理権限に基づいて運用を行うというものでございます。あと、コンピュータに関しては、認証システムにより上記2の者しか入室できない場所に別途コンピュータを設置し、また、ファイアウォール等によりネットワーク経由のアクセスも制限し、情報保護を行っていくというものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○寄本会長 ありがとうございます。それでは、どうぞご質問・ご意見を。どうぞ。

○ひやま委員 すみません、従来と今回のシステムでタイムラグをなくすということなんですが、実際、今までどのぐらいのタイムラグがあったんですか。

○安全・安心対策担当副参事　　現在までは子供の不審者情報ということだけの枠でございまして、また、今までの経験上、お子様方の特性でございませけれども、やはりお母さんとかお父さんに迷惑をかけたくないという部分で、なかなかしゃべらないという部分もあるほか、実際に被害に遭わないということもあって、翌日の学校の連絡帳に記載するなど、翌日発覚するというようなケースがございました。

ただ、危機管理課において、情報をもらった後に警察署等に確認をして、配信をするまでにおおむね約30分で配信をしているところでございます。また、区有関係者が一つ入って、その後に地域センターから配信をするということで、ややもすると受信確認ができなかったりとか、そういった部分でのタイムラグがちょっと生じるのを一括で配信できるというようなことにしたものでございまして、どのぐらいのタイムラグが今まで生じていたかという点では一様に言えないものがございまして、ご了解をいただきたいと思っております。

○ひやま委員　　わかりました。

○寄本会長　　ほかにございましたら、どうぞ、神崎委員。

○神崎委員　　今、子供のを配信してもらっているんですけども不満がありまして、文章の形式で、どこでどういうことがあって今は警戒中ですかといった文章なんですね。ですから、表の形式で時系列でずっと載せて、そして、地図の上でプロットしてくれれば、どの地域でどれだけの不審者が出るんだとかというのがわかるんですけども、それがわからないということもあって、この機会に表示方法を検討していただきたいなと思っております。それと、掲示板の方にはできることなら地図でどの付近が、何月何日、どことわかるような表現をやってくればありがたいなと思うし、表とかグラフなんかを使って見られるようなページがあれば、もっと参考になるのかなと思っておりますので、これを機会にちょっと表示方法、配信方法を検討していただきたいなと思っております。

○安全・安心対策担当副参事　　委員のご意見、十分承りたいと思っております。ただ、ご了解をいただきたいのは、このメール配信システムについては、プライバシーの問題で濁している部分が結構ございます。注意をすべきところは、実際に犯行を行った犯人も見たり、情報を得ることができるという点もございまして、なかなかそういった観点から、地図情報とか、こういったところにどういう注意を促しているとか、そういったものについては物すごく慎重にならざるを得ない部分も一面ではございます。警視庁の掲示しているホームページの情報等も勘案しながら、区民の方々に対して、できる限りの情報を提供してまいりたいというふうに努力をしたいと思っております。

○あざみ委員　　委託先を入札により決定をするということですよ。まだ、決定はしていないんですよ。それで、入札ということは金額の多寡によってということになりますよね。それで、この間の報告の中ではプロポーザルで委託先を決めるということもありますけれども、プロポーザルではなくて入札にするということでは、その理由というのでしょうか、何かあるんですか。

○安全・安心対策担当副参事　　この総務省の自治行政局の配信システムというのは、ある程度のコンピュータシステム会社がいろいろところで管理をしている部分で周知をしている部分もございませけれども、いかんせんシステム構築が既になされているパッケージを利用するものですから、ある程度のコンピュータ会社であれば利用は可能という部分



もございまして、特定するというようなことがちょっと難しいというふうに思いました。公平に期するためにも一般入札にさせて、それで適正な価格によって委託業者を決定しようとするものでございます。

○あざみ委員 わかりました。

○寄本会長 ほかにございましたら、どうぞ。

○森岡委員 これは多分、コントロールするたび、受信者、登録者はパソコンだけじゃないかなと思って私も見ているんですけども、私も教育関係のときは、若干の情報があったらどこまで明快に学校当局だとか青対と言われるんですけど、そういう人たちに情報を流していいか苦慮しながらパトロールをお願いしている、そういう即日性を求める場合だと本当はね。そうすると、また向こうから、そんな忙しくてできるかとしかられそうですけども、携帯電話か何かで今こういうことがあったなという情報を流すと、より効果的にはあるけど、受け手は大変だと思いますけど、これ将来的には携帯電話なんかにも接合するようなシステム構造になっているんですか。

○安全・安心対策担当副参事 委員、ご指摘のとおり、現在も携帯電話で受信が可能でございまして、パソコンでも携帯電話でも受信が可能でございまして。今回は、子供の不審者情報、先ほどちょっとタイムラグが生じる、被害に実際に遭っていないものですからちょっと遅くなるという部分もありますが、今度は事件情報というカテゴリーも設けるものですから、それについては対応が早いかなと思われまして。将来的には24時間体制で、警察にも書き込み権限を与えて、それが書き込まれた段階で危機管理課が管理をして、配信をするべきものなのかどうかという中身をチェックした上で配信をするというようなことで、そういった事件情報も当然、配信をする予定でございまして。ですから、繰り返しのなりますが、パソコン並びに携帯電話でも受信が可能なシステムでございまして。

○森岡委員 要は携帯電話に流している。

○安全・安心対策担当副参事 携帯電話のアドレスから登録をされた方については、携帯電話に配信をしております。

○森岡委員 これは、協力者に大きな負担となるからこれ以上申し上げられないけれども、そういう即時性はあるわけですね。

○寄本会長 ほかにございましたら、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

では、本件は了承ということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

どうもご苦労さまでした。了承いたしました。

それでは、資料9に参ります。一人暮らし高齢者への情報紙の訪問配布業務委託について、報告をいただきます。

高齢者サービス課長さんからよろしくお願いいいたします。

○高齢者サービス課長 高齢者サービス課長でございまして。それでは、お手元の資料に基づきまして、ご報告させていただきます。

資料の2ページをごらんください。事業の概要でございまして。まず、この一人暮らし高齢者への情報紙の訪問配布でございまして、目的といたしましては75歳以上の一人暮らし高齢者に対して、定期的に情報紙をお届けするというようなところから、見守り・安否確認

ということを行い、高齢者の孤独死防止を図るということを目的としております。

対象者は、区内在住の75歳以上の一人暮らし高齢者ということでございます。

事業の内容でございますが、まず、事前案内を75歳以上の一人暮らし高齢者全件に対して送付いたしました。これが約1万1,700世帯ということになっています。そして、現在、民生委員さんによる居住実態の調査というところをしていただいております。このあたりにつきましては、平成18年度の第6回の本審議会の方にご報告させていただいたというような経緯でございまして、その後、この後どのような形でこの訪問配布をするのかという点について、今回はご報告させていただきたいと思っております。

情報紙の内容につきましては、名称を「ぬくもりだより」というふうにいたしまして、毎月1日と15日の2回発行と。量的にはA4、1枚、表裏というような内容で予定しております。委託法人による配布を今後、月2回予定しております、実際には9月の中旬以降配布をする。そして、民生委員さんにつきましては、年に2回、現在やっていた6月と、あと年末、こちらの方を年2回、それ以外については、これからご説明させていただきます委託法人の方に委託をして、月2回の配布をするというような形をとります。

それでは、資料の3ページをごらんください。情報につきましては、保有課は高齢者サービス課、登録業務の名称はこちらに記載のとおりでございまして、委託先といたしまして、公益法人と特定非営利法人、いわゆるNPOというふうにかかせていただいております。このあたり契約をまだ取り交わしておりませんもので、こういう形でお示しさせていただいておりますが、公益法人につきましては、シルバー人材センターを予定しております。あと、NPOにつきましてはボラネット新宿という、いわゆる新宿区の職員であった者が退職者会、退職した後、地域貢献というような趣旨からNPOをつくっております。そちらへの委託を予定しております。

情報につきましては、紙媒体での提供です。

そして、情報項目といたしましては、住所・氏名・電話番号をリストにして提供するという形になります。

委託の理由につきましては、訪問配布を月2回行うためということです。

委託の内容につきましては、同様に高齢者のお宅を訪問して情報紙を手渡します。いわゆるポスティングといいましてポストの中に投げ込むという形ではなくて、一度、ドアのチャイムをピンポンと鳴らしていただいて、一言、二言、会話をするなりしていただき、安否確認ということにそれがなりますが、そして、情報紙をお届けするという形になります。

委託の開始時期は9月以降ということで予定しております。

委託にあたり区が行う情報保護対策といたしましては、契約書に別紙、4ページになりますが、「特記事項」、これを付して行います。

また、受託事業者としての情報保護対策については、取扱責任者をあらかじめ指定してもらおう。それから、情報についてはキャビネット等に保管して施錠していただく。このような情報保護対策をとっていただきたいということでございます。

以上でございます。

○寄本会長　ありがとうございます。では、どうぞご質問、ご意見をお願いします。

○有馬委員 孤独死の問題が昨年、社会的な問題にもなったんで、極めて大事な事業だというふうに認識をしているわけなんですけど、そういった中で、ちょっと簡単な確認なんですけど、この事業内容の事前案内通知というので平成20年というのは、これは19年の間違いじゃないんですか。

○高齢者サービス課長 これは今年度中に75歳になる方ということで、例えば現在は74歳であっても、これで言いますと、来年の3月に75になる方も対象としているというような意味でございます。

○有馬委員 先ほどの説明だと送付したというふうにおっしゃっていたように思うんですが、これはもう、既に送付されたという認識でいいわけですか。ごめんなさい、そうするとちょっと若干、今後の予定というところは、これは9月、12月というのは、この19年の9月という認識でいいわけですね。

○高齢者サービス課長 そうです。

○有馬委員 わかりました。

○寄本会長 よろしいですか。中矢委員、どうぞ。

○中矢委員 私が民生委員として、受け持ちが35人おりました。でも、ひとり暮らしの方は現実には11人だったんです。ですから、そんなに多くはないと思うんです。それでその中で、あなただったら配ってもらおうというのも、ほかの方だったら嫌だという方が何人かいらしたんですけども、でも、私たちもずっと最初にお配りして、どんなふうな形か、本当にもう皆さんわかっている方ばかりだったので、すぐにドアをあけてくださったんですけども。それで上がっていけとか、お茶を飲んでいけとかと言われたんですけど、ちょっと知らない方が、NPOにしても嫌だという方が多かったですね。

○寄本会長 ありがとうございます。ほかにございましたら、どうぞ。

○高齢者サービス課長 今回の点につきましては、事業の内容として、そういう方もいらっしゃるということは今回の調査の中でいろいろお聞きしております。このあたりについては課題として受け止めさせていただき、今後、どういう形でそのような方にはアプローチしていったらいいのだろうかという点を考えさせていただきたいと思っています。

○寄本会長 ほかにございましたら、どうぞ。

[「なし」の声あり]

では、本件は了承ということでよろしゅうございますか。

[「異議なし」の声あり]

ありがとうございます。どうもご苦労さまでした。

それでは、次に資料10に参ります。資料10の新宿区男女共同参画に関する区民の意識・実態調査アンケート業務委託につきまして、ご報告をいただきます。

男女共同参画・平和担当副参事の方から報告をお願いします。

○男女共同参画・平和担当副参事 男女共同参画・平和担当副参事でございます。それでは、お手元の資料に沿ってご報告いたします。

件名は、新宿区男女共同参画に関する区民の意識・実態調査アンケート業務委託についてでございます。

それでは、2ページをごらんくださいませ。事業の概要でございます。事業名は、男女共同参画に関する区民の意識・実態調査アンケート、担当課は私ども総務部総務課男女共

同参画・平和担当でございます。

アンケートの目的ですが、区民の男女平等意識と仕事・家庭・地域での活動実態・問題意識等を把握する。平成19年度末までに策定する男女共同参画推進計画の基礎資料とし、今後の区の施策に反映させる。

対象者は、満18歳以上の区民の方で、層化二段無作為抽出という方式で抽出しております。これは地域が偏らないように、また、年代が偏らないようにする抽出方法でございます。

事業内容ですが、男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスに関する区民の意識・実態調査でございます。アンケートの設問の作成、アンケートの配布・回収、集計・分析、そして、印刷・製本と印刷内容の提供でございます。

それでは、3ページをごらんくださいませ。件名、男女共同参画に関する区民の意識・実態調査アンケートの業務委託についてでございます。保有課は、総務部総務課男女共同参画・平和担当でございます。

登録業務の名称は、区民の意識・実態調査アンケート業務でございます。

委託先は、社団法人、中央調査社でございます。

委託に伴い事業者処理させる情報項目ですが、無作為抽出した18歳以上の区民2,500名に対して行う、男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスに関する意識調査のアンケート配布にあたり、宛名ラベル、これは住所と氏名ですが、これを提供するものです。また、回収にあたっては、担当課あてに郵送による回収を行います。職員が各問いに関して個人情報の有無を確認の上、委託業者に手渡ししまして、委託業者がアンケートの集計・分析を行い、本編並びに概要版の作成を行うものでございます。

委託理由は、大量の封入封緘及び事務処理を要するため委託をするものでございます。

委託の内容は、アンケート設問の作成、そして、アンケートの郵送配布、集計・分析、印刷・製本、製本内容の提供でございます。

委託の開始時期及び期限は、本年5月26日から8月15日までです。

委託にあたり区が行う情報保護対策は、契約にあたり、別紙「特記事項」を付すもので、これは4ページに載っております。

受託業者に行わせる情報保護対策ですが、宛名シール及び回収したアンケート調査の用紙は、施錠できる金庫に保管することとなっております。

説明は以上でございます。

○寄本会長　ありがとうございます。それでは、どうぞご質問・ご意見をお願いします。どうぞ、神崎委員。

○神崎委員　このような調査は国でもやっているんじゃないかと思うし、ほかの自治体でもやっているのではないかと思うんですけども、同じような調査であれば、ほかの区なんかと共同でやった方が母集団も多くなるし、精度も高くなるということが考えられるんですけども、新宿区独自でやるという意義は何でしょうか。

○男女共同参画・平和担当副参事　新宿区独自でやる意義は、設問に関しては、あえて国や東京都が全国や都全体でやっている調査と同じ設問を幾つか入れております。それは、全国調査に比べて新宿区がどうなのかという比較ができるようにということで入れてあります。おっしゃるように、ほかのところでもいっぱいやっているのだから、区だけで単独

でやる必要はないのじゃないかというご意見もあろうかと思いますが、新宿区は新宿区民に特有の課題があれば、それはぜひ計画に反映させていきたいと思っておりますので、それを探るためにも区独自で調査を行うものでございます。

○寄本会長 よろしいですか。近藤委員。

○近藤委員 今のお答えのようだとすると、そうすると、東京都とかほかのところと新宿区独自のことを求めておやりになるっていうんだったら、その設問の作成ですよ。それを業者に委託するのはなぜですか。新宿区の担当者がやるべきじゃないんですか。

○男女共同参画・平和担当副参事 設問につきましては、業者の委託になっておりますが、私どもも基本的には一緒にやりました。それは、国や東京都からのたくさんの情報が行政には集まりますので、それをベースにして、これをもとに作成してほしいということで、業者にはお願いしまして、そのたたき台をもとに、さらにかなり手を加えて設問をつくりました。

○寄本会長 どうぞ。

○鍋島委員 返信先はどこですか。

○男女共同参画・平和担当副参事 返信先は私どものところですよ。新宿区役所に回答は送られてくるようにしております。

○鍋島委員 それで新宿区役所の金庫に保管ですね。

○男女共同参画・平和担当副参事 区役所の中で私どもの職員が全部あけて開封して、個人が特定される情報がないかどうかを確認してから、業者の方に手渡ししてお渡ししています。それを保管するときは金庫の中に施錠して入れてくださいというお願いを業者にはしております。

○鍋島委員 確認されましたら、そこは何かで消してお渡しになるんですか。それとも、それは没にするんですか。

○男女共同参画・平和担当副参事 消してお渡しするんですが、今のところ、そういった個人が特定される情報は、現在のところはなかったです。消してお渡しする予定でございます。

○鍋島委員 ありがとうございます。

○寄本会長 有馬委員、どうぞ。

○有馬委員 この調査ですけど、これはもう回収し終わっているわけですよ。6月の、たしかこれを見ると22日までにご返送くださいというふうにあるわけですからね。

そうすると、これ2,500に発送しているわけですけど、どのぐらいの回収率だったんですか。

○男女共同参画・平和担当副参事 回収率は32.8%です。

○有馬委員 回収率としては、一般的なものと比べると多い方ですね、恐らく。これは前回、就労支援の問題の発送のトラブルというか、多少のそういう問題が設問の中身によってあったわけですけど、この件についてのそういったことは、これは結構プライバシーに踏み込んだような設問も設けられているように思うわけですね、この中身を若干見ると。その辺の問題とかトラブルとかということ、この回収に当たってはなかったですか、特に。

○男女共同参画・平和担当副参事 ございませんでした。

○寄本会長　　どうぞ、神崎委員。

○神崎委員　　私、一般的なアンケートの件について、自己反省とともに質問というか、苦言を呈したいんですけども、先ほど議員の方からもお話があったように、就労支援において意見が出たんですけども、これは10地区において区長と話す会があるんですけども、その中で榎町地域ですけども、ここで区長と話す会が7月6日にあったんですけども、この方はもう既に問題になってご存じかと思うんですけども、これで先ほどお話があった就労支援、いわゆるニートについてのアンケート調査のあり方について問題が出されまして、これは届く以前に区の方で話し合っていたようなんですけども、このとき、その参加者からの話は、就労支援の中で親に対するアンケートで、長男・長女というような文言が使われている。今は、行政は使わないのではないかというようなこと。それともう一つは、20歳以上を対象としているということではあるけども、学生についての就学中、勉強している学生についての区別がなされていないということで、それであれば、うちの子供はニート扱いになってしまうということで、これは問題があるのではないかという話がありまして、区長はこれについては確かに問題があるということで、改めて調査をし直しますという話がありました。

この就労支援のときに私が意見を申し上げたんですけども、この中で20歳以上ということであれば学生も入るのではないですかという話をしたところ、確かに入るけども、問題はないんだというようなご意見だったかと思います。そういうことで、もう一度やり直すということになると経費上の問題もあろうかと思うんですけども、私、審議会として出させてもらって、一般の区民というか、学識経験者でも何でもありませんけども、一般の区民としての考え方、これからしてどうかというような意見を求められているんだと思うんですけども、その意見に対して問題ないんだということでありましたけども、やはりそういうことで回収するということだったんです。

区長には、せっかく審議したり、公募委員としてやっているんですけども、区長に対しては申しわけないなという気持ちでしたんですけども、アンケート調査を見てみると、先ほど、今回の件についてはちゃんと業者と話し合っているということではあるんですけども、既につくってしまった事後報告で何か業者任せというのが濃いような感じがするんですね。だから、きちんとやってもらいたいなというふうに、区民としてお願いします。

○男女共同参画・平和担当副参事　　貴重なご意見だと思います。しかと心にとめて、今後とも仕事をしていきたいと思います。

○神崎委員　　あれは課は違うんですけども、それと、その就労支援は商工課でしたけども、去年も似たようなことがあったんですけども、小学生に対するアンケート調査があったんですけども、これはもう業者が資料を印刷してしまって、もう配ってしまったということで、その後、出席番号を入れることになって、欄があるんですけども、これについて入れないように指導するとか、入れたものについては個人情報の問題があるから消させて提出させるとかというような主張をされていたんですけども、どうして消させるのかなと思って質問したところ、もう既に印刷・配布してしまっているからというご説明でした。そういうこともあって、やはり課の中で一応、審査したり、決裁をとられているんだと思うんですけども、やはりよく見た上でやっていただきたいなと思います。

○寄本会長　　ただいまのご意見、お聞きになられまして何か。

○男女共同参画・平和担当副参事　　はい。郵便物を出すのは非常に私どもも怖いなという思いがいつもしております。十分に気をつけて、そのような事務処理を行っていきたいと思います。ありがとうございます。

○寄本会長　　ほかにございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

では、ないようでしたら、本件は了承ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

どうもご苦労さまでした。

○男女共同参画・平和担当副参事　　ありがとうございました。

○寄本会長　　以上をもちまして、本日の諮問・報告事項につきましての審議は終了いたしました。どうもご協力ありがとうございました。

本日の諮問・報告事項以外で事務局の方からご発言があれば、よろしく願いいたします。

○事務局　　事務局です。次回の審議会についてですけれども、年間予定のとおり、9月14日、金曜日の午後2時から本日と同じ、この第2委員会室で開催をしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○寄本会長　　ほかになにか、どんなことでも結構ですけれども、ご発言があればどうぞ。事務局の方は何かありますか。

〔「なし」の声あり〕

委員の方はいかがですか。

○神崎委員　　今の区政情報課長はあれに出て、区長言われたのを聞かれていたかと思うんですけども、あれは一度回収して、また再度作り直してあれなんですか。それとも、これについてはこうですよというような追加のものを出して回収するというのですかね。

○区政情報課長　　ニートのアンケートにつきましては、確かに設問自体に少し業者任せという点があって、担当の方でもちょっと確認が不足していたということがありました。

ご指摘のとおり、再度、今、設問をもう一度作り直しています。それで、確かに長男・長女とか余り使わない用語もありましたので、そういったものを含めまして内容を精査して、これから再度、送付いたします。それで、もう既に実は返ってきている部分があるかなります。ですから、そういったものも含めて、きちんと今回のアンケートについては当初お送りしたものについて不十分な点があったということで、そういった文章をつけて、もう一度お願いという形でお送りするという予定です。

○信夫委員　　それは審議会をもう1回とおるとということですか。

○区政情報課長　　今のそれも確認したんですけども、内容的にそれ以上の、今、審議会ですべてやっているものと違う点を入れるとか、そういったことはありませんので、審議会にはかけません。内容的には、基本的に前回の審議会に個人情報の内容としては同じです。

○神崎委員　　あの後、審議会条例を見てみて、どの程度の権限というか、意見を述べる必要があるのかなと思うんですけども、情報公開とか個人情報保護、これらの条例の制度の適正かつ円滑な運営を図るために区長が審議会を設置するという事になっているので、そういうつもりでやらないといけないのかなと自己反省しているんですけども、そうすると、

どういふものを再度、その審議会にかけるといふような問題があろうかと思ふんですね、委員が言われたようにですね。

○区政情報課長　今回の中身的に問題になつたのは、要するにニートの定義といふのですか、そういったものに該当してしまふとか、そういったところが問題になつた点でして、ですから、その辺は少し所管の方でもアンケートの精査に問題があつたといふものです。

今回、あくまでも個人情報保護審議会については、個人識別情報と、そういったものがどういふふうになっているか、そういった有無についての審議をしているわけですので、その点については、この審議自体は問題がなかつたといふ見解をとっております。今回のものもすべて見ていただきますと、どういふ内容、記録項目、氏名とか電話番号ですとか、そういったものをこの審議会に出すのが適当かどうかといふことをご審議いただいているものですので、その辺については、一応、問題がなかつたといふとらえ方になっております。

○あざみ委員　今の課長の説明はよくわかるんですけども、ただ、アンケートの内容がつくり直すといふような事態にまでなつたといふことは、議会の総務区民委員会でも非常に大きな議論になりまして、それこそ総務区民委員会には再報告がされたような内容なんですよ。それは事業の報告なので、その個人情報、情報公開の審議といふ点とは違ふとは思いますが、やはりもう一度、ここに掛けてほしいといふようなご意見が委員の中からあるのであれば、それは検討してみてもいいことなんではないかなといふふうに思いますけど。

これは会長にお願いすることになるんでしょうか。所管課が、諮問はもう了承されて、報告も尽くされているといふことであっても、この審議会としてもう一度報告してほしいといふようなことがあれば、報告を求めるといふことはできると思ふんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○寄本会長　私個人の判断といふより、委員の方々のご判断に従いますけれども。

○区政情報課長　ご指摘の点はよくわかりますので、ちょっとアンケートのとり方にかなり問題があつたといふことは事実ですので、これは制度の所管と相談しまして、次回9月の審議会に報告をしてもらう方向で、事務局として対応いたします。よろしくお願ひいたします。

○寄本会長　よろしいですか。

では、9月の審議会はよろしくお願ひいたします。報告してください。

よろしいですか。ほかにございましたら、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

では、きょうはすべての事項が終了いたしましたので、これで終了いたします。どうもご苦労さまでございました。どうもありがとうございました。